

第3章 防災の基本方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、人口の集中、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本市の、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。このため、国が決定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行い、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定し課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。本市を含む山梨県においては、切迫性が指摘されている東海地震をはじめ、断層型地震などの大規模地震や富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から市民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、本市の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが必要である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は、以下のとおりである。

第1 災害予防

- 1 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強いまちの形成、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- 2 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、防災訓練の実施等を行う。
- 3 住民の防災活動を促進するため、住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。

第2 災害応急対策

- 1 東海地震予知情報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。
- 2 発災直後の被害規模の早期把握、災害に関する情報の迅速なる収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行う。
- 3 災害応急対策を総合的、効果的に行うため市の活動体制の確立、並びに他機関との連携による応援体制の確立を行う。

- 4 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。
 - 5 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
 - 6 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
 - 7 被災者の安全な避難場所への誘導、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。
 - 8 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
 - 9 被災者の健康状態の把握、並びに必要な応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な死体の処理等を行う。
 - 10 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
 - 11 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
 - 12 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、被災者等への的確な情報伝達を行う。
 - 13 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策を行う。
 - 14 ボランティア、義援物資・義援金、県内外からの支援の適切な受入れを行う。
- 第3 災害復旧・復興
- 1 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。
 - 2 被災施設の迅速な復旧を行う。
 - 3 二次災害の防止とより快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
 - 4 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
 - 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
 - 6 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興の支援を行う。
- 第4 国、県等との連携
- 国、県、市等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の推進を図るものとする。